

新潟県条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円(天皇若しくは人事委員会が定める皇族の警衛又は警護対象者の警護にあつては、1,150円)とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円(天皇又は人事委員会が定める皇族の警衛にあつては、1,150円)とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u></p> <p>6 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この項において同じ。))から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第14条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業(次号に掲げる作業を除く。)</u></p> <p><u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として任命権者が人事委員会と協議して定める作業</u></p> <p>7 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 (略)</p>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	前項第1号に掲げる作業	3,000円	前項第2号に掲げる作業	4,000円
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
前項第1号に掲げる作業	3,000円						
前項第2号に掲げる作業	4,000円						

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正

後の条例」という。)第43条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。